

平成 29 年改訂の小・中学校学習指導要領に関する Q&A

＜体育，保健体育に関すること＞

(小学校)

問1 運動領域における名称が変更された領域について，指導内容にも変更があるのか教えてください。

(答)

名称が変更された領域として，体づくり運動系では，低学年の領域名称を「体づくりの運動遊び」(㊦)，内容の1つを「体ほぐしの運動遊び」(㊧)とし，高学年の「体づくり運動」の内容の1つを「体の動きを高める運動」(㊨)としました。水泳系では，低学年の「水遊び」の内容を「水の中を移動する運動遊び」(㊩)と「もぐる・浮く運動遊び」(㊪)とし，中・高学年の領域名称を「水泳運動」(㊫)，中学年の内容を「浮いて進む運動」(㊬)と「もぐる・浮く運動」(㊭)としました。

㊦及び㊧の名称の変更は，低学年で「運動遊び」に統一するためのものです。㊨は体の動きを高めることが，結果として体力の向上につながるという趣旨からの変更です。㊩，㊪，㊬及び㊭は実際の授業の様子に即すとともに系統性を強調した変更です。㊫は中学校からの「水泳」につながる小学校段階における運動という捉えで，中学校の「球技」や「ダンス」につながる「ボール運動」や「表現運動」等，他領域との整合性を図った変更です。いずれの変更も，名称が変わっても目標や内容に大きな変更はありません。

(参考)

平成 29 年改訂小学校学習指導要領解説（体育編）第 1 章 2(2)ウ

(小学校)

問2 運動領域における知識の指導と評価について教えてください。

(答)

知識の指導については，小学校体育科において新たに加えられたものではなく，現行の「思考・判断」の内容において扱っていたものを，技能との関連を一層図りながら指導することを意図し，「知識及び技能」として指導し評価することとなったものです。

小学校における運動についての知識は，「運動の行い方を知る（理解する）」としています。動きや技能を習得したり高めたりするために必要となる知識を指導し，児童の「わかる」と「できる」の指導の充実を図ることが重要となります。

なお，評価については，中教審の評価検討 WG の議論等を踏まえ，今後より明確になるものであると思われます。

(参考)

平成 29 年改訂小学校学習指導要領解説（体育編）第 2 章第 1 節 1

(小学校)

問 3 思考し判断したことを他者に伝えるとは、どのようなことを指すのか教えてください。

(答)

目標及び内容が「育成を目指す資質・能力の 3 つの柱」で整理されたことから、現行の「思考力，判断力」に表現力が加わり，「思考力，判断力，表現力等」としての内容が明確化されました。表現力の育成については，思考し判断したことを自分だけに留めず，友達などの他者に伝えることにより，対話的な学びを促すとともに，相互のやり取りを活発にすることにより，個の思考・判断の広がりや深まりにつながることを期待されます。他者とは，多くは友達や仲間を指しますが，教師や保護者等も含めた総称として捉えることができます。

児童が自己の課題を見付け，解決の方法を工夫する際，自分の考えを他者に伝え，同意を得たり，意見や助言等を引き出し新たな思考や判断につなげたりすることは，児童の主体的・対話的で深い学びを実現するために重要な学習過程であると考えられます。このような点からも，表現力の育成を重視することが求められます。

(参考)

平成 29 年改訂小学校学習指導要領解説（総則編）第 1 章第 1 節，第 2 節

(小学校)

問 4 運動領域において運動が苦手な児童及び運動に意欲的でない児童への配慮の例が示されたのはなぜか，教えてください。

(答)

平成 28 年 12 月の中央教育審議会答申において，依然として「運動をする子供とそうでない子供の二極化傾向が見られる」との課題が挙げられ，学習指導要領改訂に当たっては，「全ての児童が，楽しく，安心して運動に取り組むことができるようにし，その結果として体力の向上につながる指導等の在り方について改善を図る。その際，特に，運動が苦手な児童や運動に意欲的ではない児童への指導等の在り方について配慮する」ことが示されました。

このことを受けて，全ての運動領域において，「運動が苦手な児童への配慮の例」及び「運動に意欲的でない児童への配慮の例」を示し，個に応じた指導の一層の充実を図ることにより，前述の二極化傾向の解消を目指すこととしています。また，他の教科等に比べ技能の程度が公開される場面の多い体育科の特性を

踏まえ、指導方法の工夫に努めていくことの重要性を示したものです。

(参考)

平成 29 年改訂小学校学習指導要領解説（体育編）第 2 章第 2 節

(小学校)

問 5 水泳運動の「安全確保につながる運動」が新設された理由と、具体的な指導について教えてください。

(答)

「安全確保につながる運動」は、背浮きや浮き沈みをしながら、タイミングよく呼吸をしたり、手や足を動かしたりして、続けて長く浮くことができるようにすることをねらいとしています。これは、高学年の内容が「クロール」と「平泳ぎ」という 2 種類の泳法指導に終始することなく水泳運動の学習を広げること、「泳げる」ことと同様に「浮いていること」も生命の安全確保には有効であること、泳力の有無にかかわらず水の特性を楽しむ機会を保證すること等を意図しています。また、昨今の国内外に絶えない水難事故の発生にも留意した内容とも捉えられます。

指導に当たっては、10～20 秒程度を目安にした背浮きや、3～5 回程度を目安にした浮き沈み等をして、移動せずにその場に留まりながら呼吸を確保しながら安全に浮いていることができるようにすること等を目指します。海や川が近くにある学校や、泳ぐことよりもまず、浮くことを大切に指導する必要がある児童の実態等を踏まえ、指導計画を作成し、適切に実施することが求められます。

(参考)

平成 29 年改訂小学校学習指導要領解説（体育編）第 2 章第 2 節 [第 5 学年及び第 6 学年] の D 水泳運動

(小学校)

問 6 陸上運動系において加えて指導できる「投の運動（遊び）」の指導の具体例について教えてください。

(答)

スポーツ庁が全国の小学 5 年生と中学 2 年生に毎年悉皆で調査している「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」において、特に小学 5 年生のソフトボール投げの数値（投能力）が、男女共に低下傾向に歯止めが掛からない状況であることが指摘されています。

このことは、そもそも日常生活において投運動を伴う運動や遊びのほかに、投能力を高める機会は乏しいため、投能力の低下を抑えるためには投運動をする機会を意図的に設定することが重要であることを示唆しています。

そのため、陸上運動の競争（友達と競い合う楽しさや喜び）と達成（自己の記録に挑戦する楽しさや喜び）の特性を踏まえ、児童の実態に応じて投の運動（遊び）を加えて指導することにより、投能力の低下傾向に対処することを意図したものです。

指導に当たっては、児童の発達段階を考慮しつつ、ソフトボールや遠くに投げると音の出るロケット型の用具及びバドミントンのシャトルに似た用具などを用いて、どこまで遠くに投げられるか友達と競争し合って楽しむことや、投げ方を工夫し自己の記録を伸ばす楽しさを味わうこと等を通して、児童の投能力の向上を目指すことが求められます。

（参考）

平成 29 年改訂小学校学習指導要領解説（体育編）第 2 章第 2 節 3

（小学校）

問 7 保健領域の技能の指導方法の工夫について教えてください。

（答）

保健領域では、「心の健康」の不安や悩みなどへの対処及び「けがの防止」のけがの手当の 2 つが、技能の内容として位置付けました。不安や悩みなどへの対処として、体ほぐしの運動や深呼吸を取り入れた呼吸法などを行うことができるようにします。けがの手当としては、すり傷、鼻出血、やけどや打撲などを適宜取り上げ、実習を通して、傷口を清潔にする、圧迫して出血を止める、患部を冷やすなどの自らできる簡単な手当ができるようにします。その際、例示にあるすべてのけがの手当を実習するのではなく、全員ができるけがの手当を絞って選択するようにすると技能を身に付ける時間が確保できます。なお、どちらの内容も教室で行うこととなりますが、なんのために技能を身に付ける必要があるのか、その意味を理解した上で指導することが大切です。

（参考）

平成 29 年改訂小学校学習指導要領解説（体育編）第 2 章第 2 節 [第 5 学年及び第 6 学年] の G 保健

（中学校）

問 8 実技を伴う教科である保健体育科における障害のある生徒などに対する指導方法の工夫について教えてください。

（答）

特に、保健体育科においては、実技を伴うことから、全ての生徒に対する健康・安全の確保に細心の配慮が必要です。そのため、生徒の障害に起因する困難さに応じて、複数教員による指導や個別指導を行うなどの配慮をすることが大切です。また、個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法については、学校や

地域の実態に応じて適切に設定することが大切です。

指導に当たっては、生徒の障害の種類と程度を家庭、専門医等と連絡を密にしながら的確に把握し、生徒の健康・安全の確保に十分留意するとともに、個別の課題設定をして生活上の困難を克服するために学習に配慮したり、教材、練習やゲーム及び試合や発表の仕方等を検討し、障害の有無にかかわらず、参加可能な学習の機会を設けたりするなどの生徒の実態に応じたきめ細やかな指導に配慮することが大切です。また、「保健」においても、新たにストレスへの対処や心肺蘇(そ)生法などの技能の内容が示されたことから、それらの実技指導については運動に関する領域の指導と同様の配慮をすることが大切です。

具体的な配慮の例については、解説を参照してください。

(参考)

平成 29 年改訂中学校学習指導要領解説（保健体育編）第 3 章

(中学校)

問9 体力や技能の程度、性別や障害の有無にかかわらず、運動の多様な楽しみ方を共有できるようにするためには、どのようなことに留意することが大切ですか。

(答)

体力や技能の程度及び性別の違い等にかかわらず、仲間とともに学ぶ体験は、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現に向けた重要な学習の機会であることから、原則として男女共習で学習を行うことが求められます。その際、心身ともに発達が著しい時期であることを踏まえ、運動種目によってはペアやグループの編成時に配慮したり、健康・安全に関する指導の充実を図ったりするなど、指導方法の工夫を図ることが大切です。

また、障害の有無等にかかわらず、仲間とともに学ぶ体験は、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現とともに、スポーツを通じた共生社会の実現につながる重要な学習の機会であることから、中学校学習指導要領解説（保健体育編）第3章の1の1(3)に示された内容等を参考に、指導の充実を図ることが大切です。

これらの指導に際しては、内容として、(1)知識及び技能、(2)思考力、判断力、表現力等、(3)学びに向かう力、人間性等を示していることから、仲間とともに楽しむための活動の方法や修正の仕方を見付けたり、違いに配慮して状況に応じた行動をしたりしようとするなど、「思考力、判断力、表現力等」及び「学びに向かう力、人間性等」の内容との関連を図ることが大切です。例えば、練習やゲーム、競技会や発表会などの場面において、一人一人の違いを大切にしようとしたり、参加する仲間の状況に応じて楽しむ方法を学んだりするなど、指導方法

の工夫を図ることが大切です。

なお、小学校段階においては、解説の各運動領域について説明している箇所において、運動が苦手な児童及び運動に意欲的でない児童への配慮の例が示されているので、そちらも参照してください。

(参考)

平成 29 年改訂中学校学習指導要領解説（保健体育編）第 3 章

(中学校)

問 10 体育分野と保健分野の一層の関連を図った指導について、具体例を教えてください。

(答)

体育分野と保健分野の関連を図る工夫の例としては、次のようなものが考えられます。

- ・ 体育分野の「A 体づくり運動」のア「体ほぐしの運動」では具体的な運動の視点から、保健分野の(2)「心身の機能の発達と心の健康」のア(エ)「欲求やストレスへの対処と心の健康」では欲求やストレスへの適切な対処の視点から、それぞれ取り上げているので、この点を十分考慮して関連のある指導を工夫します。
- ・ 体育分野の「D 水泳」の事故防止に関する心得では具体的な態度の視点から、保健分野の(3)「傷害の防止」のア(エ)「応急手当」では応急手当の適切な対処の視点から、それぞれ取り上げているので、この点を十分考慮して関連のある指導を工夫します。
- ・ 体育分野の「G 体育理論」の 2「運動やスポーツの意義や効果と学び方や安全な行い方」では健康の保持増進を図るための方法等の視点から、保健分野の(1)「健康な生活と疾病の予防」では運動、食事、休養及び睡眠などの健康的な生活習慣の形成の視点から、それぞれ取り上げているので、この点を十分考慮して関連のある指導を工夫します。
- ・ 体育分野の「A 体づくり運動」から「G ダンス」の(3)学びに向かう力、人間性等の「健康・安全」では運動実践の場面で行動化する視点から、保健分野の(1)「健康な生活と疾病の予防」では生活習慣と健康の中で運動の効果の視点から、それぞれ取り上げているので、この点を十分考慮して関連のある指導を工夫します。

(参考)

平成 29 年改訂中学校学習指導要領解説（保健体育編）第 3 章

(中学校)

問 11 保健体育科における「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善とは、具体的にどのようなことでしょうか。

(答)

保健体育科においては、例えば次の視点等を踏まえて授業改善を行うことにより、育成を目指す資質・能力を育んだり、体育や保健の見方・考え方を更に豊かなものにしたりにすることにつなげることが大切です。

- ・ 運動の楽しさや健康の意義等を発見し、運動や健康についての興味や関心を高め、課題の解決に向けて粘り強く自ら取り組み、学習を振り返るとともにそれを考察し、課題を修正したり新たな課題を設定したりするなどの主体的な学びを促すこと。
- ・ 運動や健康についての課題の解決に向けて、生徒が他者（書物等を含む）との対話を通して、自己の思考を広げ深め、課題の解決を目指して学習に取り組むなどの対話的な学びを促すこと。
- ・ 習得・活用・探究という学びの過程を通して、自他の運動や健康についての課題を発見し、解決に向けて試行錯誤を重ねながら、思考を深め、よりよく解決するなどの深い学びを促すこと。

(参考)

平成 29 年改訂中学校学習指導要領解説（保健体育編）第 3 章